

市報ぎょうだをスマホやタブレットで

市では、「市報ぎょうだ」をスマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも読むことができるよう行政情報アプリ「マチイロ」とウェブサイト「マイ広報紙」で配信しています。ダウンロードや閲覧は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)

納期のお知らせ(3月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- ・国民健康保険税・・・9期
- ・後期高齢者医療保険料・・・9期
- ・介護保険料・・・9期

納期限 4月1日(月)

- ・市税の納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
 - ・納付の相談は随時税務課で実施しています。
- ▶問い合わせ 同課(内線236・237)

つるまき公園のすべり台を更新しました



つるまき公園に整備されたすべり台

市では、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収入を財源に実施しているコミュニティ助成事業を活用して、つるまき公園(長野地内)のすべり台を整備しました。

この遊具は、障がいの有無にかかわらず、安心して遊べる「インクルーシブ」の考えを取り入れており、誰もが楽しむことができるように設置したものです。

▶問い合わせ 都市計画課公園グループ(内線5603)

無人航空機の運用を開始しました



無人航空機(ドローン)の飛行訓練をしている様子

消防本部では、災害発生時の迅速な状況把握や情報収集を目的に2月1日から無人航空機(ドローン)の運用を開始しました。火災、自然災害などの各種災害や水難救助などで有効活用し、市民の皆さんの安全・安心に役立てます。

▶問い合わせ 消防総務課☎550—2119

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず立入検査証を掲示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550—2121

春の火災予防運動を実施します

3月1日(金)～7日(休)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐ事を目的に実施するものです。

2023年度全国統一防火標語
「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

住宅防火 いのちを守る10のポイント

- 4つの習慣
- ・寝たばこは、絶対にしない、させない。
 - ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
 - ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
 - ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

- 6つの対策
- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
 - ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
 - ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
 - ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない場合は、必ず設置してください。

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550—2121

各種相談(3月15日～4月14日)

相談	場所	期 日	時 間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	3月26日(火)	※予約は3月1日(金)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		4月11日(休)	※予約は3月15日(金)から 午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	3月18日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚相談	コミュニティセン ターみずしろ	4月14日(日)	午前10時～正午	NPO法人 行田市結婚 支援センター ☎090-3131-8356
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月10日(休) ※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	忍・行田公民館	4月10日(休)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午 前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月9日(火)	午後5時15分～7時	水道課☎553-0131

▼問い合わせ 環境課☎556-9530

さしあげます

- ▷折り畳みベッド ▷スピーカー ▷蛍光灯 ▷手芸用生地 ▷電子キーボード
- ▷電球(LED) ▷庭石 ▷ベッド(電動) ▷餅つき機 ▷釜戸 ▷机と椅子 ▷
- 食器棚 ▷椅子(風呂用) ▷セラミックファンヒーター ▷遠赤外線焼肉器 ▷
- 高枝切りバサミ ▷風呂掃除用電動ブラシ ▷一輪車(18インチ) ▷桐たんす
- ▷琴 ▷三味線 ▷石油ファンヒーター ▷ダンス ▷ピアノ ▷サンドバッグ

ゆずってください

- ▷テーブル(ソファ用) ▷聴診器 ▷プリンター ▷電気スタンド ▷加
- 湿器 ▷テレビ ▷自転車(小学生低学年用) ▷自転車(大人用) ▷ハ
- イバックソファ ▷マットレス(セミダブル以上) ▷座椅子 ▷電動自転車
- ▷体重計 ▷電気ポット ▷ロッキングチェア ▷炊飯器 ▷トースター
- ▷6畳用30型蛍光灯

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。

なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)